

第1章 総規（南空知公衆衛生組合一般経費の分賦割合に関すること）

○南空知公衆衛生組合一般経費の分賦割合に関すること

〔昭和42年5月17日  
議 決〕

改正 昭和42年12月24日 平成6年3月7日  
平成12年2月23日

南空知公衆衛生組合一般経費の分賦割合を次の表のとおり定めるものとする。

区分 町名	平等割	応益割	
	分賦金総額の100分の40 に次の率を乗じて得た額	分賦金総額の100分の60 に次の率を乗じて得た額	
		50%	50%
長沼町	$\frac{1}{3}$	構成町の前年9 月末日現在の住 民基本台帳人口 割	構成町の前々 年度のごみ処 理量割
南幌町	$\frac{1}{3}$		
由仁町	$\frac{1}{3}$		

備考 この表は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成12年2月23日）

この改正は、平成12年4月1日から適用する。